

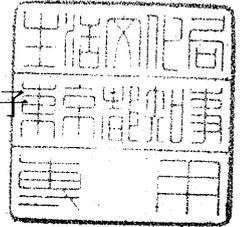


3生私行第2907号  
東京都私立学校審議会

私立学校法（昭和24年法律第270号）第8条第1項（同法第64条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。

令和3年10月19日

東京都知事 小池 百合子



記

- 1 大森家政専門学校の専門課程廃止及び目的変更認可について（大田区）
- 2 学校法人木下未来学園の解散認可について（世田谷区）
- 3 東京ヘアビューティ専門学校の廃止認可について（世田谷区）
- 4 東京リハビリテーション専門学校の廃止認可について（江戸川区）
- 5 立志舎高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について（墨田区）
- 6 目黒日本大学高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について（目黒区）

令和3年10月19日

## 令和3年度第5回東京都私立学校審議会（第808回）議案

### 【今回諮問】

#### 〔専修各種学校関係〕

##### 課程廃止・目的変更

議案第1号 大森家政専門学校の専門課程廃止及び目的変更認可について（大田区）

##### 法人解散・学校廃止

議案第2号 学校法人木下未来学園の解散認可について（世田谷区）

議案第3号 東京ヘアビューティ専門学校の廃止認可について（世田谷区）

##### 学校廃止

議案第4号 東京リハビリテーション専門学校の廃止認可について（江戸川区）

#### 〔小中高校関係〕

##### 学則変更

議案第5号 立志舎高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について（墨田区）

議案第6号 目黒日本大学高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について（目黒区）

議案第1号

大森家政専門学校 専門課程廃止及び目的変更要項

1 学校の目的	<p>(新) 本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、<u>実際生活に必要な服飾家政の知識、技術を修得する他、美容に関する理論と技術を修得する教育により、職業をとおして社会に貢献し得る有能な技術者を養成し、文化生活の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>(旧) 本校は教育基本法及び学校教育法に基づき、<u>実際生活に必要な服飾家政の知識、技術を修得させ、実践的に社会に役立つことにより、文化生活の向上を図ることを目的とする。</u></p>											
2 学校の名称	<p>(新) <u>すず学園高等専修学校</u></p> <p>(旧) <u>大森家政専門学校</u></p>											
3 課程(分野)の名称	<p>(新) 家政高等課程(服飾・家政関係) <u>衛生高等課程(衛生関係)</u></p> <p>(旧) 家政高等課程(服飾・家政関係) <u>家政専門課程(服飾・家政関係)</u></p>											
4 位置	大田区大森北六丁目13番地2号 電話 03(3763)1437											
5 変更の時期	令和4年4月1日(予定)											
6 変更の理由	生徒数の減少により家政専門課程を廃止するとともに、衛生高等課程美容師科を設置するため。											
7 設置者名	学校法人 鈴学園 (理事長 田中義明)											
8 校長名	渋谷通江											
9 生徒の処置	家政専門課程の生徒は、令和2年度末をもって全員卒業											
10 教職員の処置	家政専門課程の教職員は、配置転換又は退職											
11 経費の見積もり及び維持方法	この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。											
12 課程・学科別 修業年限及び 生徒定員	変更前					変更後						
	課程名	学科名	昼夜通信	修業年限	入学定員	総定員	課程名	学科名	昼夜通信	修業年限	入学定員	総定員
	家政高等課程	ライフデザイン科	昼	3年	20名	60名	家政高等課程	ライフデザイン科	昼	3年	20名	60名
	家政専門課程	服飾デザイン科	昼	4年	10名	40名	衛生高等課程	美容師科	昼	3年	32名	96名
	合計				30名	100名	合計				52名	156名
13 校地	変更前					変更後						
	総面積	560.15 m <sup>2</sup>				同左						
(内訳) 校舎敷地	318.333 m <sup>2</sup>											
運動場	0 m <sup>2</sup>											
その他	241.817 m <sup>2</sup>											

14校 舎	変更前	変更後
<p>基準 618㎡</p>	<p>総面積 802.11㎡ (構造) 1号館 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 509.22㎡ 2号館 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 292.89㎡ (内訳) 1号館 (家政専門課程が使用) 普通教室 5室 249.00㎡ 実習室 2室 71.69㎡ 教員室 1室 15.05㎡ 図書室 1室 10.36㎡ 保健室 1室 10.03㎡ 便所 3箇所 12.12㎡ (大6箇所・小0箇所) その他 140.97㎡  2号館 (家政高等課程が使用) 普通教室 3室 171.45㎡ 事務室 1室 34.98㎡ 便所 3箇所 20.83㎡ (大5箇所) その他 65.63㎡</p>	<p>総面積 802.11㎡ (構造) 1号館 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建 509.22㎡ 2号館 鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 292.89㎡ (内訳) 1号館 (衛生高等課程が使用) 普通教室 3室 189.94㎡ 実習室 1室 93.12㎡ 教員室 1室 23.06㎡ 図書室 1室 9.29㎡ 保健室 1室 7.52㎡ 便所 2箇所 24.90㎡ (大6箇所・小3箇所) その他 161.39㎡  2号館 (家政高等課程が使用) 普通教室 3室 171.45㎡ 事務室 1室 34.98㎡ 便所 3箇所 20.83㎡ (大4箇所・小1箇所) その他 65.63㎡</p>
	<p>15 教職員組織</p> <p>教員基準 7名</p>	<p>校長 (専任) 1名※ 副校長 (専任) 1名 教員 (専任) 6名 教員 (兼任) 1名 事務職員 (専任) 1名 助手 (兼任) 1名 学校医 (兼任) 1名 ※教員を兼ねる 合計12名</p>
<p>16 指導要録等の 保管方法</p>	<p>設置者において保管する。</p>	
<p>17 資産の処置</p>	<p>1 校 地 変更なし (高等課程において使用) 2 校 舎 変更なし (高等課程において使用) 3 教具校具等 設置者において処置する。</p>	
<p>備考</p>	<p>1 学校法人 鈴学園 昭和55年10月1日設立認可 (東京都) 2 法人が設置する学校 大森家政専門学校 昭和55年10月1日設置認可 (大田区)</p>	

議案第2号

学校法人木下未来学園解散要項

1 学校法人名	学校法人 木下未来学園（理事長 中村和俊）						
2 法人事務所所在地	世田谷区上馬四丁目1番6号 電話03（3419）5270						
3 解散時期	令和 年 月 日（認可のあった日）						
4 解散事由	寄附行為に定める理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決						
5 清算人予定者	（理事長）中村和俊 （理事）上原温志、佐藤豊和、熊地昌治、柴田直己、佐久間大介、藤沢浩一						
6 資産の処置	<p>（1）資産</p> <table border="0"> <tr> <td>資産総額</td> <td>932,169,155 円</td> </tr> <tr> <td>（内訳）基本財産</td> <td>908,190,189 円</td> </tr> <tr> <td>運用財産</td> <td>23,978,966 円</td> </tr> </table> <p>（2）解散及び清算諸経費（予定） 95,197,755 円</p> <p>（3）差引残余財産（予定） 836,971,400 円</p> <p>（4）残余財産の処分方法</p> <p>残余財産が生じた場合は、私立学校法第51条第1項に基づき、全額これを学校法人中野学院に帰属する。</p>	資産総額	932,169,155 円	（内訳）基本財産	908,190,189 円	運用財産	23,978,966 円
資産総額	932,169,155 円						
（内訳）基本財産	908,190,189 円						
運用財産	23,978,966 円						
備 考	<p>1 学校法人設立認可年月日</p> <p>平成11年10月27日（東京都）</p> <p>2 学校法人木下未来学園設置校</p> <p>東京ヘアビューティ専門学校</p> <p>平成11年10月17日 設置認可（世田谷区）</p>						

## 議案第3号

## 東京ヘアビューティ専門学校廃止要項

1 学校の名称	東京ヘアビューティ専門学校
2 位置	世田谷区上馬四丁目1番6号 電話03(3419)5270
3 廃止の時期	令和 年 月 日 (認可のあった日)
4 廃止の理由	生徒数の減少により、学校の運営継続が困難となったため。
5 設置者名	学校法人木下未来学園 (理事長 中村 和俊)
6 校長名	上原 温志
7 生徒の処置	令和2年度末をもって全員卒業
8 教職員の処置	学校廃止 (認可) の日までに全員退職
9 指導要録等の保管方法	学校法人中野学院で保管する。
10 資産の処置	1 校地 設置者において処置する。 2 校舎 設置者において処置する。 3 教具校具等 設置者において処置する。
備考	1 校地 総面積 495.49㎡ 2 校舎 総面積 2,224.67㎡ 3 総定員 80名 (衛生専門課程 80名) 4 学校設置認可年月日 平成11年10月27日 設置認可 (世田谷区)

## 議案第4号

## 東京リハビリテーション専門学校廃止要項

1 学校の名称	東京リハビリテーション専門学校
2 位置	江戸川区中央一丁目8番地21号 電話 03(3674)0233
3 廃止の時期	令和 年 月 日(認可のあった日)
4 廃止の理由	生徒数の減少により、学校の運営継続が困難となったため。
5 設置者名	学校法人アゼリー学園(理事長 来栖 宏二)
6 校長名	宮森 達夫
7 生徒の処置	令和2年度末をもって全員卒業
8 教職員の処置	法人内で配置転換又は退職
9 指導要録等の保管方法	設置者において保管する。
10 資産の処置	1 校地 設置者において処置する。 2 校舎 設置者において処置する。 3 教具校具等 設置者において処置する。
備考	1 校地 総面積 1,021.68㎡ 2 校舎 総面積 2,412.26㎡ 3 総定員 160名(医療専門課程160名) 4 学校法人アゼリー学園 昭和54年3月26日設立認可(東京都) 5 法人が設置する学校 (1) なぎさ幼稚園 昭和54年3月26日 設置認可(東京都江戸川区) (2) 浦安幼稚園 昭和56年2月28日 設置認可(千葉県) (3) 江戸川幼稚園 昭和60年3月14日 設置認可(東京都江戸川区) (4) 東京リハビリテーション専門学校 平成13年3月23日 設置認可(東京都江戸川区) (5) 幼保連携型認定子ども園キッズビレッジ 平成29年3月17日 設置認可(千葉市)

議案第5号

立志舎高等学校（広域の通信制課程）の学則変更要項

1 学校の名称	立志舎高等学校（校長 伯耆原 浩行）																					
2 設置者名	学校法人 立志舎（理事長 田宮 康司）																					
3 位置	墨田区太平二丁目9番6号																					
4 通信教育 実施区域	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県																					
5 課程 修業年限 収容定員	通信制課程（普通科） 3年以上 1,800名																					
6 変更理由	高等学校学習指導要領の改訂への対応及び選択科目の幅を広げ教育の充実を図るため、教育課程表を変更する。																					
7 変更年月日	令和4年4月1日（予定）																					
8 変更内容	変 更 前	変 更 後																				
	第20条 本校の教育課程は、別表に定める教科及び教科以外の教育活動により編成する。	第20条 本校の教育課程は、別表に定める教科及び教科以外の教育活動により編成する。  附則 <u>1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。なお、第20条に規定する教育課程は、令和3年度までの入学者については別表Ⅰを適用し、令和4年度以降入学者については別表Ⅱを適用する。</u>																				
備 考	<p>1 設置認可年月日 平成10年10月30日</p> <p>2 本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 東京ITプログラミング&amp;会計専門学校</td> <td>(昭和53年 4月 1日)</td> </tr> <tr> <td>(2) 大阪ITプログラミング&amp;会計専門学校</td> <td>(平成 元年 2月 1日)</td> </tr> <tr> <td>(3) 大阪法律公務員専門学校</td> <td>(平成 元年 2月 1日)</td> </tr> <tr> <td>(4) 東京法律公務員専門学校</td> <td>(平成 2年 2月 1日)</td> </tr> <tr> <td>(5) 専門学校日本鉄道&amp;スポーツビジネスカレッジ</td> <td>(平成 2年 2月 1日)</td> </tr> <tr> <td>(6) 東京ITプログラミング&amp;会計専門学校杉並校</td> <td>(平成 8年 7月 2日)</td> </tr> <tr> <td>(7) 東京法律公務員専門学校杉並校</td> <td>(平成 8年 7月 2日)</td> </tr> <tr> <td>(8) 専門学校日本鉄道&amp;スポーツビジネスカレッジ21</td> <td>(平成 9年10月 1日)</td> </tr> <tr> <td>(9) 東京ITプログラミング&amp;会計専門学校仙台校</td> <td>(平成 9年12月22日)</td> </tr> <tr> <td>(10) 東京法律公務員専門学校仙台校</td> <td>(平成 9年12月22日)</td> </tr> </table>		(1) 東京ITプログラミング&会計専門学校	(昭和53年 4月 1日)	(2) 大阪ITプログラミング&会計専門学校	(平成 元年 2月 1日)	(3) 大阪法律公務員専門学校	(平成 元年 2月 1日)	(4) 東京法律公務員専門学校	(平成 2年 2月 1日)	(5) 専門学校日本鉄道&スポーツビジネスカレッジ	(平成 2年 2月 1日)	(6) 東京ITプログラミング&会計専門学校杉並校	(平成 8年 7月 2日)	(7) 東京法律公務員専門学校杉並校	(平成 8年 7月 2日)	(8) 専門学校日本鉄道&スポーツビジネスカレッジ21	(平成 9年10月 1日)	(9) 東京ITプログラミング&会計専門学校仙台校	(平成 9年12月22日)	(10) 東京法律公務員専門学校仙台校	(平成 9年12月22日)
(1) 東京ITプログラミング&会計専門学校	(昭和53年 4月 1日)																					
(2) 大阪ITプログラミング&会計専門学校	(平成 元年 2月 1日)																					
(3) 大阪法律公務員専門学校	(平成 元年 2月 1日)																					
(4) 東京法律公務員専門学校	(平成 2年 2月 1日)																					
(5) 専門学校日本鉄道&スポーツビジネスカレッジ	(平成 2年 2月 1日)																					
(6) 東京ITプログラミング&会計専門学校杉並校	(平成 8年 7月 2日)																					
(7) 東京法律公務員専門学校杉並校	(平成 8年 7月 2日)																					
(8) 専門学校日本鉄道&スポーツビジネスカレッジ21	(平成 9年10月 1日)																					
(9) 東京ITプログラミング&会計専門学校仙台校	(平成 9年12月22日)																					
(10) 東京法律公務員専門学校仙台校	(平成 9年12月22日)																					

(11)	横浜公務員&IT会計専門学校	(平成14年11月1日)
(12)	東京IT公務員専門学校大宮校	(平成15年3月31日)
(13)	京都公務員&IT会計専門学校	(平成16年9月1日)
(14)	大阪ITプログラミング&会計専門学校天王寺校	(平成16年9月22日)
(15)	大阪法律公務員専門学校天王寺校	(平成16年9月22日)
(16)	日本動物専門学校	(平成17年10月5日)
(17)	専門学校日本動物21	(平成17年11月30日)
(18)	大阪動物専門学校	(平成18年6月15日)
(19)	東京IT会計公務員法律専門学校千葉校	(平成18年10月10日)
(20)	大阪動物専門学校天王寺校	(平成19年8月30日)

教育課程新旧比較対照表

別紙

議案第5号 立志舎高等学校

変更前

変更後

別表 教育課程表 (新課程)

教科	開講科目	単位	添削	面接	備考
国語	国語総合	4	12	2	必修
	国語表現	3	9	2	
	現代文B	4	12	2	
	古典B	4	12	2	
	国語演習Ⅰ	3	9	4	平日コースのみ
	国語演習Ⅱ	3	9	4	
地理歴史	世界史A	2	6	2	必修
	日本史B	4	12	2	いずれか
	地理B	4	12	2	1科目必修
公民	現代社会	2	6	2	現代社会または倫理・政治経済が必修
	倫理	2	6	2	
	政治経済	2	6	2	
	地域文化研究Ⅰ	4	12	4	平日コースのみ
	地域文化研究Ⅱ	4	12	4	
数学	基礎数学	2	6	2	
	数学Ⅰ	3	9	2	必修
	数学Ⅱ	4	12	2	
	数学Ⅲ	5	15	6	
	数学A	2	6	2	
	数学B	2	6	2	
理科	科学と人間生活	2	6	4	科学と人間生活を含む2科目または基礎3科目が必修
	物理基礎	3	9	6	
	化学基礎	3	9	6	
	生物基礎	3	9	6	
	物理	4	12	8	
	化学	4	12	8	
保健体育	体育	7	7	14	必修
	保健	2	6	2	必修
芸術	書道Ⅰ	2	6	4	必修
	基礎英文法	3	9	12	
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ	3	9	6	必修
	コミュニケーション英語Ⅱ	4	12	8	
	コミュニケーション英語Ⅲ	4	12	8	
	英語表現Ⅰ	2	6	4	
家庭	家庭基礎	2	6	4	必修
情報	社会と情報	2	6	4	必修
総合	総合的な探究の時間	3	6	6	必修

※1 単位は単位数。添削および面接の数字は、単位修得に必要なレポートと授業時間数です。(授業時間数は、自宅でデジタル教材による学習をすることを前提に計算しています。)  
 ※2 上記の開講科目から、必修科目を含め74単位以上を修得し、特別活動30単位時間以上履修することで、本校の全課程を修了したものと認め卒業証書を授与します。特別活動は、HRや学校行事を含みます。

別表Ⅰ 教育課程表

教科	開講科目	単位	添削	面接	備考
国語	国語総合	4	12	2	必修
	国語表現	3	9	2	
	現代文B	4	12	2	
	古典B	4	12	2	
	国語演習Ⅰ	3	9	4	平日コースのみ
	国語演習Ⅱ	3	9	4	
地理歴史	世界史A	2	6	2	必修
	日本史B	4	12	2	いずれか
	地理B	4	12	2	1科目必修
公民	現代社会	2	6	2	現代社会または倫理・政治経済が必修
	倫理	2	6	2	
	政治経済	2	6	2	
	地域文化研究Ⅰ	4	12	4	平日コースのみ
	地域文化研究Ⅱ	4	12	4	
数学	基礎数学	2	6	2	
	数学Ⅰ	3	9	2	必修
	数学Ⅱ	4	12	2	
	数学Ⅲ	5	15	6	
	数学A	2	6	2	
	数学B	2	6	2	
理科	科学と人間生活	2	6	4	科学と人間生活を含む2科目または基礎3科目が必修
	物理基礎	3	9	6	
	化学基礎	3	9	6	
	生物基礎	3	9	6	
	物理	4	12	8	
	化学	4	12	8	
保健体育	体育	7	7	14	必修
	保健	2	6	2	必修
芸術	書道Ⅰ	2	6	4	必修
	基礎英文法	3	9	12	
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ	3	9	6	必修
	コミュニケーション英語Ⅱ	4	12	8	
	コミュニケーション英語Ⅲ	4	12	8	
	英語表現Ⅰ	2	6	4	
家庭	家庭基礎	2	6	4	必修
情報	社会と情報	2	6	4	必修
マルチパーシタック	基礎講座	2	6	2	
	基礎国語	2	6	2	
	基礎数学	2	6	2	
	基礎英語	2	6	2	
	文章表現	2	6	2	平日コースのみ
	実用書道	2	6	2	平日コースのみ
	実用硬筆	2	6	2	平日コースのみ
	芸術表現Ⅰ	2	6	2	平日コースのみ
	芸術表現Ⅱ	2	6	2	平日コースのみ
	情報活用	2	6	2	平日コースのみ
	文化遺産と歴史	2	6	2	平日コースのみ
	理科探究	2	6	2	平日コースのみ
	時事研究	2	6	2	平日コースのみ
	生活英語	2	6	2	平日コースのみ
	日本語演習Ⅰ	2	6	2	平日コースのみ
	日本語演習Ⅱ	2	6	2	平日コースのみ
	一般教養基礎	4	12	4	平日コースのみ
	一般教養応用	4	12	4	平日コースのみ
	トレーニング基礎	2	6	2	平日コースのみ
	スポーツ総合	2	6	2	平日コースのみ
	スポーツ基礎	4	12	4	平日コースのみ
	スポーツ探究	4	12	4	平日コースのみ
	総合	総合的な探究の時間	3	6	6

※1 単位は単位数。添削および面接の数字は、単位修得に必要なレポートと授業時間数です。(授業時間数は、自宅でデジタル教材による学習をすることを前提に計算しています。)  
 ※2 上記の開講科目から、必修科目を含め74単位以上を修得し、特別活動30単位時間以上履修することで、本校の全課程を修了したものと認め卒業証書を授与します。特別活動は、HRや学校行事を含みます。

教育課程新旧比較対照表

別紙

議案第5号 立志舎高等学校

変更前

変更後

別表 教育課程表 (新課程)

教科	開講科目	単位	添削	面接	備考
国語	国語総合	4	12	2	必修
	国語表現	3	9	2	
	現代文B	4	12	2	
	古典B	4	12	2	
	国語演習Ⅰ	3	9	4	平日コースのみ
	国語演習Ⅱ	3	9	4	
	国語演習Ⅲ	3	9	4	
地理歴史	世界史A	2	6	2	必修
	日本史B	4	12	2	いずれか
	地理B	4	12	2	1科目必修
公民	現代社会	2	6	2	現代社会または倫理・政治経済が必修
	倫理	2	6	2	
	政治経済	2	6	2	
	地域文化研究Ⅰ	4	12	4	平日コースのみ
	地域文化研究Ⅱ	4	12	4	
数学	基礎数学	2	6	2	
	数学Ⅰ	3	9	2	必修
	数学Ⅱ	4	12	2	
	数学Ⅲ	5	15	6	
	数学A	2	6	2	
	数学B	2	6	2	
理科	科学と人間生活	2	6	4	科学と人間生活を含 む2科目または基礎 3科目が必修
	物理基礎	3	9	6	
	化学基礎	3	9	6	
	生物基礎	3	9	6	
	物理	4	12	8	
	化学	4	12	8	
保健体育	体育	7	7	14	
	保健	2	6	2	必修
芸術	書道Ⅰ	2	6	4	必修
外国語	基礎英文法	3	9	12	必修
	コミュニケーション英語Ⅰ	3	9	6	
	コミュニケーション英語Ⅱ	4	12	8	
	コミュニケーション英語Ⅲ	4	12	8	
家庭	英語表現Ⅰ	2	6	4	
情報	家庭基礎	2	6	4	必修
	社会と情報	2	6	4	必修
総合	総合的な探究の時間	3	6	6	必修

※1 単位は単位数。添削および面接の数字は、単位修得に必要なレポートと授業時間数です。(授業時間数は、自宅でデジタル教材による学習をすることを前提に計算しています。)  
 ※2 上記の開講科目から、必修科目を含め74単位以上を修得し、特別活動30単位時間以上履修することで、本校の全課程を修了したものと認め卒業証書を授与します。特別活動は、HRや学校行事を含みます。

別表Ⅱ 教育課程表

教科	開講科目	単位	添削	面接	備考
国語	現代の国語	2	6	1	必修
	言語文化	2	6	1	必修
	論理国語	4	12	2	
	文学国語	4	12	2	
	国語表現	4	12	2	
	古典探究	4	12	2	
	国語演習Ⅰ	2	6	2	平日コースのみ
	国語演習Ⅱ	2	6	2	平日コースのみ
	国語演習Ⅲ	2	6	2	平日コースのみ
地理歴史	地理総合	2	6	1	必修
	地理探究	3	9	2	
	歴史総合	2	6	1	必修
	日本史探究	3	12	2	
公民	世界史探究	3	12	2	
	公共	2	6	1	必修
	倫理	2	6	1	
	政治・経済	2	6	1	
	地域文化研究Ⅰ	2	6	2	平日コースのみ
	地域文化研究Ⅱ	2	6	2	平日コースのみ
数学	地域文化研究Ⅲ	2	6	2	平日コースのみ
	数学Ⅰ	3	9	2	必修
	数学Ⅱ	4	12	2	
	数学Ⅲ	3	9	2	
	数学A	2	6	1	
	数学B	2	6	1	
理科	数学C	2	6	1	
	科学と人間生活	2	6	4	科学と人間生活を含 む2科目または基礎 3科目が必修
	物理基礎	2	6	4	
	化学基礎	2	6	4	
	生物基礎	2	6	4	
	地学基礎	2	6	4	
物理	4	12	7		
保健体育	化学	4	12	7	
	生物	4	12	7	
	地学	4	12	7	
	体育	7	7	14	必修
	保健	2	6	1	必修
芸術	書道Ⅰ	2	6	4	必修
	英語コミュニケーションⅠ	3	9	5	必修
外国語	英語コミュニケーションⅡ	4	12	7	
	英語コミュニケーションⅢ	4	12	7	
	論理・表現Ⅰ	2	6	4	
家庭	論理・表現Ⅱ	2	6	4	
	家庭基礎	2	4	2	必修
情報	情報Ⅰ	2	4	2	必修
	基礎講座	2	6	2	
マルチタスク	基礎国語	2	6	2	
	基礎数学	2	6	2	
	基礎英語	2	6	2	
	文章表現	2	6	2	平日コースのみ
	実用書道	2	6	2	平日コースのみ
	実用硬筆	2	6	2	平日コースのみ
	芸術表現Ⅰ	2	6	2	平日コースのみ
	芸術表現Ⅱ	2	6	2	平日コースのみ
	情報活用	2	6	2	平日コースのみ
	文化遺産と歴史	2	6	2	平日コースのみ
	理科探究	2	6	2	平日コースのみ
	時事研究	2	6	2	平日コースのみ
	生活英語	2	6	2	平日コースのみ
	日本語演習Ⅰ	2	6	2	平日コースのみ
	日本語演習Ⅱ	2	6	2	平日コースのみ
	一般教養基礎	4	12	4	平日コースのみ
	一般教養応用	4	12	4	平日コースのみ
	トレーニング基礎	2	6	2	平日コースのみ
	スポーツ総合	2	6	2	平日コースのみ
	スポーツ基礎	4	12	4	平日コースのみ
スポーツ探究	4	12	4	平日コースのみ	
総合	総合的な探究の時間	3	6	6	必修

※1 単位は単位数。添削および面接の数字は、単位修得に必要なレポートと授業時間数です。(授業時間数は、自宅でデジタル教材による学習をすることを前提に計算しています。)  
 ※2 上記の開講科目から、必修科目を含め74単位以上を修得し、特別活動30単位時間以上履修することで、本校の全課程を修了したものと認め卒業証書を授与します。特別活動は、HRや学校行事を含みます。

議案第6号

目黒日本大学高等学校（広域の通信制課程）の学則変更要項

1 学校の名称	目黒日本大学高等学校（校長 南 尊雄）	
2 設置者名	学校法人 目黒日本大学学園（理事長 小柳 治宣）	
3 位置	目黒区目黒一丁目6番15号	
4 通信教育 実施区域	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県	
5 課程 修業年限 収容定員	通信制課程（普通科） 3年以上 1,470名	
6 変更理由	<p>1 教育課程 高等学校学習指導要領改訂に伴い、教育課程を変更する。</p> <p>2 面接授業時間の変更 きめ細かい学習指導を行うため、面接授業時間を変更する。</p> <p>3 クラス名称の変更 コース制を廃止し、クラス名称を変更する。</p> <p>4 文言整理 条文及び文言の整理を行う。</p>	
7 変更年月日	令和4年4月1日（予定）	
8 変更内容	変更前	変更後
	別紙「学則比較対照表」のとおり	別紙「学則比較対照表」のとおり
備考	<p>1 設置認可年月日（通信制課程） 平成12年3月30日</p> <p>2 法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日</p> <p>（1）目黒日本大学高等学校（全日制課程） 昭和23年3月10日</p> <p>（2）目黒日本大学中学校 昭和22年4月1日</p> <p>（3）目黒日本大学幼稚園 昭和27年5月20日</p>	

## 別紙

## 学則比較対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">目黒日本大学高等学校学則</p> <p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(課程)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から3まで (略)</p> <p>4 通信制課程においては、科目履修生の入学を許可することがある。</p> <p>5 通信制課程においては、併修生の入学を許可することがある。</p> <p>6 通信制課程においては、特科生の聴講を許可することがある。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(年度)</p> <p>第6条 本校の年度は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 通信制の課程 4月1日に始まり3月31日に終わる</p> <p>(学期)</p> <p>第7条 学期は、学年を分けて、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 通信制の課程</p> <p>(1) 1学期は4月1日 <u>に始まり</u> 8月31日 <u>に終わる</u></p> <p>(2) 2学期は9月1日 <u>に始まり</u> 12月31日 <u>に終わる</u></p> <p>(3) 3学期は翌年1月1日 <u>に始まり</u> 3月31日 <u>に終わる</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第9条 本校の全日制の課程における第1学年及び通信制課程における第1学年相当に入学することができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>①から⑥まで (略)</p> <p>(転入学及び編入学資格)</p> <p>第10条 本校に転入学できる者は次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 通信制の課程 修得した単位及び、<u>在学した期間</u>に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、これを認められた者</p>	<p style="text-align: center;">目黒日本大学高等学校学則</p> <p>第1条から第3条まで (略)</p> <p>(課程)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2から3まで (略)</p> <p>4 通信制<u>の</u>課程においては、科目履修生の入学を許可することがある。</p> <p>5 通信制<u>の</u>課程においては、併修生の入学を許可することがある。</p> <p>6 通信制<u>の</u>課程においては、特科生の聴講を許可することがある。</p> <p>第5条 (略)</p> <p>(年度)</p> <p>第6条 本校の年度は、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 通信制の課程 4月1日に始まり <u>翌年</u> 3月31日に終わる</p> <p>(学期)</p> <p>第7条 学期は、学年を分けて、次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 通信制の課程</p> <p>(1) 1学期 4月1日 <u>から</u> 8月31日 <u>まで</u></p> <p>(2) 2学期 9月1日 <u>から</u> 12月31日 <u>まで</u></p> <p>(3) 3学期 翌年1月1日 <u>から</u> 3月31日 <u>まで</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(入学資格)</p> <p>第9条 本校の全日制の課程における第1学年及び通信制<u>の</u>課程における第1学年相当に入学することができる者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>①から⑥まで (略)</p> <p>(転入学及び編入学資格)</p> <p>第10条 本校に転入学できる者は次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 通信制の課程 修得した単位及び在学した期間に応じて、相当の期間を在学すべき期間として、これを認められた者</p>

## 別紙

## 学則比較対照表

現行	改正案
<p>2 本校に編入学できる者は次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 通信制の課程 相当<u>年齢</u>に達し、相当の学力があると認められ、相当の期間を在学すべき期間として、これを認められた者</p> <p>第11条から第13条まで (略)</p> <p><u>(転籍及び転学)</u></p> <p>第14条 生徒が全日制の課程より通信制の課程へ転籍しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにしたうえで、転籍試験を受験することができる。</p> <p><u>2 本校の通信制課程転籍における入学金はこれを免除する。また、施設拡充費、施設設備費等においては既納額より全日制課程に在籍した期間分を差し引いた額は、これを通信制の学費に充当できる。</u></p> <p><u>3 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保証人において届け出て、承認を得なければならない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第15条から第20条まで (略)</p> <p><u>(教育課程)</u></p> <p>第21条 本校の教育課程は、<u>別表</u>に定める教科及び特別教育活動並びに学校行事等により編成する。</p> <p>2 教育課程編成にあたっては、あらかじめ併設中学校と協議する。</p> <p>第22条から第23条まで (略)</p> <p><u>(原級留置)</u></p> <p>第24条 <u>全日制の課程において</u>、生徒が長期休学その他の事由により所定の単位を修得せず、進級させることが適当でないと認められる時は、原学年に留め置くことがある。<u>ただし、通信制の課程の生徒は除く。</u></p> <p>第25条から第26条まで (略)</p>	<p>2 本校に編入学できる者は次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 通信制の課程 相当<u>年齢</u>に達し、相当の学力があると認められ、相当の期間を在学すべき期間として、これを認められた者</p> <p>第11条から第13条まで (略)</p> <p><u>(転籍)</u></p> <p>第14条 生徒が全日制の課程より通信制の課程へ転籍しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにしたうえで、転籍試験を受験することができる。</p> <p><u>2 生徒が通信制の課程より全日制の課程へ転籍しようとするときは、別に定める受験資格の有無を確認のうえ、転籍試験を受験することができる。</u></p> <p><u>(転学)</u></p> <p><u>第15条 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保証人において届け出て、承認を得なければならない。</u></p> <p>第16条から第21条まで (略)</p> <p><u>(教育課程)</u></p> <p>第22条 本校の教育課程は、<u>別表</u>に定める教科及び特別教育活動並びに学校行事等により編成する。</p> <p>2 教育課程編成にあたっては、あらかじめ併設中学校と協議する。</p> <p>第23条から第24条まで (略)</p> <p><u>(原級留置)</u></p> <p>第25条 生徒が長期休学その他の事由により、<u>所定の単位を修得せず、進級させることが適当で<u>はないと認められるとき</u>は</u>、原学年に留め置くことがある。</p> <p>第26条から第27条まで (略)</p>

現行	改正案																																																												
<p>(教職員)</p> <p>第 27 条 本校に次の教職員を置く。</p> <p>① (略)</p> <p>② 通信制の課程</p> <p>(1) 校長 全日制と兼任</p> <p><u>(2) 副校長</u></p> <p><u>(3) 教頭</u></p> <p><u>(4) 教諭</u> 20 名以上</p> <p><u>(5) 養護教諭</u> 1 名</p> <p><u>(6) 講師</u> 29 名以上</p> <p><u>(7) 事務職員</u> 6 名以上</p> <p><u>(8) 学校医, 学校歯科医, 学校薬剤師(全日制課程と兼任)</u></p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p>(授業料, 入学金, 施設設備費, 施設拡充費, 教育充実費及び入学検定料)</p> <p>第 28 条 本校の授業料, 入学金, 施設設備費, 施設拡充費, 教育充実費及び入学検定料は, 次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 通信制の課程</p> <table border="1" data-bbox="156 1182 783 1420"> <thead> <tr> <th rowspan="2">普通科</th> <th colspan="3">スタンダードコース</th> <th rowspan="2">芸能・スポーツ プロフェッショナル クラス</th> </tr> <tr> <th>普通クラス</th> <th>進学クラス</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 授業料(1 単位)</td> <td>9,000 円</td> <td>10,000 円</td> <td></td> <td>9,000 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 施設設備費</td> <td>10,000 円</td> <td>80,000 円</td> <td></td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>(3) 入学金</td> <td>50,000 円</td> <td>50,000 円</td> <td></td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>(4) 教育充実費</td> <td>30,000 円</td> <td>100,000 円</td> <td></td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>(5) 入学検定料</td> <td>10,000 円</td> <td>10,000 円</td> <td></td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 科目履修生・特科生・併修生の授業料は, 1 単位当たり 9,000 円とする。</p> <p>2 <u>入学金については併設中学校卒業生はこれを全日制課程は 150,000 円, 通信制課程は半額とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(納入及び納入の特例)</p> <p>第 29 条 生徒がその在籍中は, 出席の有無にかかわらず, 授業料を所定の期日までに納入しなければならない。</p> <p>2 <u>全日制の課程の生徒が休学したときは, 前項の規定にかかわらず, その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。ただし期間は 1 年以内とする。又特別な事由の</u></p>	普通科	スタンダードコース			芸能・スポーツ プロフェッショナル クラス	普通クラス	進学クラス		(1) 授業料(1 単位)	9,000 円	10,000 円		9,000 円	(2) 施設設備費	10,000 円	80,000 円		10,000 円	(3) 入学金	50,000 円	50,000 円		50,000 円	(4) 教育充実費	30,000 円	100,000 円		50,000 円	(5) 入学検定料	10,000 円	10,000 円		10,000 円	<p>(教職員)</p> <p>第 28 条 本校に次の教職員を置く。</p> <p>① (略)</p> <p>② 通信制の課程</p> <p>(1) 校長 <u>(全日制の課程と兼任)</u></p> <p><u>(2) 教頭</u></p> <p><u>(3) 教諭</u> 20 名以上</p> <p><u>(4) 養護教諭</u> 1 名</p> <p><u>(5) 講師</u> 29 名以上</p> <p><u>(6) 事務職員</u> 6 名以上</p> <p><u>(7) 学校医, 学校歯科医, 学校薬剤師(全日制の課程と兼任)</u></p> <p>2 から 6 まで (略)</p> <p>(授業料, 入学金, 施設設備費, 施設拡充費, 教育充実費及び入学検定料)</p> <p>第 29 条 本校の授業料, 入学金, 施設設備費, 施設拡充費, 教育充実費及び入学検定料は, 次のとおりとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 通信制の課程</p> <p style="text-align: right;">(単位: 円)</p> <table border="1" data-bbox="842 1137 1460 1420"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> <tr> <th><u>アドバンス クラス</u></th> <th><u>スタンダード クラス</u></th> <th><u>芸能スポーツ プロフェッショナル クラス</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授業料(1 単位年額)</td> <td>10,000</td> <td>9,000</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>入学金</td> <td>50,000</td> <td>50,000</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>施設設備費(年額)</td> <td>80,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> </tr> <tr> <td>教育充実費(年額)</td> <td>100,000</td> <td>30,000</td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>入学検定料</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※ 入学金及び入学検定料は初年度のみ徴収する。</u></p> <p>※ 科目履修生・特科生・併修生の授業料は, 1 単位当たり 9,000 円とする。</p> <p>2 <u>併設中学校卒業生の入学金について, 全日制の課程は 150,000 円, 通信制の課程は 25,000 円とする。</u></p> <p><u>3 全日制の課程から通信制の課程への転籍における入学金は, これを免除する。</u></p> <p><u>4 通信制の課程から全日制の課程への転籍における入学金は, すでに納めている通信制の課程の入学金を差し引いた額とする。</u></p> <p>(納入及び納入の特例)</p> <p>第 30 条 生徒がその在籍中は, 出席の有無にかかわらず, 授業料を所定の期日までに納入しなければならない。</p> <p>2 <u>休学を許可された生徒の, 休学期間中の授業料等の取扱いについては, 別に定める。</u></p>	項目	金額			<u>アドバンス クラス</u>	<u>スタンダード クラス</u>	<u>芸能スポーツ プロフェッショナル クラス</u>	授業料(1 単位年額)	10,000	9,000	9,000	入学金	50,000	50,000	50,000	施設設備費(年額)	80,000	10,000	10,000	教育充実費(年額)	100,000	30,000	50,000	入学検定料	10,000	10,000	10,000
普通科		スタンダードコース				芸能・スポーツ プロフェッショナル クラス																																																							
	普通クラス	進学クラス																																																											
(1) 授業料(1 単位)	9,000 円	10,000 円		9,000 円																																																									
(2) 施設設備費	10,000 円	80,000 円		10,000 円																																																									
(3) 入学金	50,000 円	50,000 円		50,000 円																																																									
(4) 教育充実費	30,000 円	100,000 円		50,000 円																																																									
(5) 入学検定料	10,000 円	10,000 円		10,000 円																																																									
項目	金額																																																												
	<u>アドバンス クラス</u>	<u>スタンダード クラス</u>	<u>芸能スポーツ プロフェッショナル クラス</u>																																																										
授業料(1 単位年額)	10,000	9,000	9,000																																																										
入学金	50,000	50,000	50,000																																																										
施設設備費(年額)	80,000	10,000	10,000																																																										
教育充実費(年額)	100,000	30,000	50,000																																																										
入学検定料	10,000	10,000	10,000																																																										

## 別紙

## 学則比較対照表

現行	改正案
<p><u>ある場合は別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除することがある。ただし、通信制の課程の生徒は除く。</u></p> <p>第 <u>30</u> 条から第 <u>34</u> 条まで （略）</p> <p>附 則 <u>(新設)</u></p>	<p>第 <u>31</u> 条から第 <u>35</u> 条まで （略）</p> <p>附 則</p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。</u></li><li><u>2 第22条の教育課程は、令和4年度入学生から適用する。 なお、令和3年度以前の入学生については、従前の例による。</u></li><li><u>3 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。</u></li></ol>

別紙 教育課程新旧比較対照表

現行

2019年4月1日以降入学者

通信制課程 教育課程表

教科	科目	標準 単位数	認定 単位数	1年			2年			3年			備考		
				スタンダード		芸術・スポーツ フロンティア	スタンダード		芸術・スポーツ フロンティア	スタンダード		芸術・スポーツ フロンティア			
				進学	普通		進学	普通		文系	理系			普通	
国語	国語総合	4	4	4	4	4							必修		
	現代文B	4	4				4	4	4						
	国語表現	3	3								3	3		選択	
	古典B	4	4				4				4	4			
	国語入門 △	＝	1		1	1									
	国語演習 △	＝	2							2	2				
地理歴史	世界史B	4	4				4	4	4					必修	
	日本史B	4	4				4				4	4		必修	
	地理B	4	4		4	4									
	世界史演習 △	＝	2							2				選択	
	日本史演習 △	＝	2												
公民	現代社会	2	2	2	2	2								必修	
	倫理	2	2								2	2			
	政治・経済	2	2								2	2			
数学	数学Ⅰ	3	3	3	3	3								必修	
	数学A	2	2	2											
	数学Ⅱ	4	4				4							選択	
	数学B	2	2				2							数学Ⅱは、数学Ⅰ履修後に履修。 数学Ⅲは、数学Ⅱ履修後に履修。	
	数学Ⅲ	5	5							5					
	数学入門 △	＝	1		1	1									
理科	科学と人間生活	2	2	2	2	2								必修	
	生物基礎	2	2				2	2	2					選択必修	
	物理基礎	2	2												
	化学基礎	2	2												
	生物	4	4								4			選択	
	物理	4	4									4		生物は、生物基礎履修後に履修。 物理は、物理基礎履修後に履修。 化学は、化学基礎履修後に履修。	
	化学	4	4										4		
保健体育	体育	7～8	7	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	必修	
	保健	2	2	1	1	1	1	1	1						
	スポーツ △	＝	3									1			
芸術	音楽Ⅰ	2	2	2	2	2								必修	
	美術Ⅰ	2	2							2	2				
	芸術演習 △	＝	3			1					1				
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ	3	3	3	3	3								必修	
	コミュニケーション英語Ⅱ	4	4				4							選択	
	英語表現Ⅰ	2	2							2	2	2	2		
	英語会話	2	3								3	3			
	英語演習 △	＝	3								3	3			
家庭	家庭総合	4	4				4	4	4					必修	
情報	社会と情報	2	2				2	2	2					選択必修	
	情報の科学	2	2							2	2	2			
総合的な探究の時間		3～6	6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	必修	
履修単位数の範囲		必修		21	17	17	17	15	15	5	5	5	5		
		選択必修			0～8	0～8	4	0～2	0～2	2	2	0～12	0～12		
		選択			0～2	0～2	0～4	0～18	0～10	0～12	0～8	0～13	0～12	0～14	
		合計			21～23	17～27	17～29	21～39	15～27	15～29	7～15	5～18	7～29	5～31	

備考

\*△の付してある科目は「学校設定科目」である。

\*卒業に必要な最低単位数は74単位である。

\*卒業までに特別活動を30単位時間行う。

改正案

高等学校通信制課程 教育課程

令和4年4月1日以降入学者

教科	科目	標準 単位数	1年			2年			3年				備考	
			1年	2年	芸術・スポーツ フロンティア	1年	2年	芸術・スポーツ フロンティア	1年		2年	芸術・スポーツ フロンティア		
									文系	理系				
国語	現代の国語	2	2	2	2									
	言語文化	2	2	2	2									
	論理国語	4				4	4	4						
	文学国語	4										4	4	
	古典探究	4				4						4	4	
	※国語演習	＝								3	3			
	※基礎学力対策国語	＝		1	1		1	1				1	1	
地理歴史	地理総合	2	2	2	2									
	歴史総合	2	2	2	2									
	日本史探究	3				3						3	3	
	世界史探究	3				3		3	3					
	※日本史演習	＝								3				
公民	公共	2	2	2	2									
	倫理	2						2	2					
	政治・経済	2										2	2	
数学	数学Ⅰ	3	3	3	3									
	数学Ⅱ	4				4								
	数学Ⅲ	3									3			
	数学A	2	2					2	2					
	数学B	2				2								
	※数学入門	＝		2	2									
	※数学演習	＝								3				
理科	科学と人間生活	2	2	2	2									
	化学基礎	2								2			2	
	化学	4										4		化学は、化学基礎履修後に履修
	生物基礎	2							2	2				
	生物	4									4			生物は、生物基礎履修後に履修
保健体育	体育	7～8	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	
	保健	2	1	1	1	1	1	1	1					
	美術Ⅰ	2	2	2	2									
芸術	美術Ⅰ	2	2	2	2									
	書道Ⅰ	2								2	2			
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	3	3	3									
	英語コミュニケーションⅡ	4				4								
	英語コミュニケーションⅢ	4									4	4		
	論理・表現Ⅰ	2							2	2				
	※英語コミュニケーションA	＝							3	3				
	※英語コミュニケーションB	＝										3	3	
	※基礎学力対策英語	＝		1	1		1	1				1	1	
家庭	家庭基礎	2	2	2	2									
情報	情報Ⅰ	2							2	2	2			
	情報Ⅱ	2									2	2	2	
総合	総合的な探究の時間	3～6	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
合計				29	32	32	30	30	30	20	21	28	28	

(備考)

※ が付してある科目は、学校設定科目

1単位につき、平日は45分授業、土曜日は40分授業とする

卒業までに特別活動を30単位時間行う